



# 長野県報

3月23日(火)  
平成22年  
(2010年)  
第2150号

## 目 次

### 規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（生活文化課NPO活動推進室）	2
長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業技術課）	2
特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（特別支援教育課）	6
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	6

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	7
福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正（医療政策課国保・医療福祉室）	7
事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針の一部改正（環境政策課）	8
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業の事業計画の認定（自然保護課）	8
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水課）	8
長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続き（ものづくり振興課）	9
保安林予定森林（森林づくり推進課）	9
基本測量の実施（2件）（建設政策課）	9
基本測量の終了（建設政策課）	10
公共測量の終了（建設政策課）	10
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	11
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	11
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	12

### 公 告

湖沼水質保全特別措置法に基づく野尻湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）の策定（水大気環境課）	13
一般競争入札（水大気環境課）	21
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	21
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	22
建設業の許可の取消し（建設政策課）	23
平成22年度長野県警察官採用試験（A）（平成22年10月採用）及び長野県警察官採用試験（A）（平成23年4月採用第1回）の実施（人事委員会事務局）	28

### 訓 令

長野県公印規程の一部改正（情報公開・私学課）	31
長野県立特別支援学校校務処理規程の一部改正（特別支援教育課）	31
長野県立特別支援学校における兼務に関する規程（特別支援教育課）	31
正誤（道路管理課）	31

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月23日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第9号**

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年長野県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「に規定する書類には、それぞれ副本1部を添える」を「の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書（様式第6号）に同項に掲げる書類及びその写しを添付して行う」に改める。

第8条中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第9条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

第10条中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

第11条中「様式第10号」を「様式第11号」に改める。

第12条第1項中「様式第11号」を「様式第12号」に改める。

第14条中「様式第12号」を「様式第13号」に改める。

様式第12号を様式第13号とし、様式第11号を様式第12号とし、様式第10号を様式第11号とし、様式第9号を様式第10号とし、様式第8号を様式第9号とし、様式第7号を様式第8号とし、様式第6号を様式第7号とし、様式第5号の次に次の様式を加える。

（様式第6号）（第7条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

長野県知事 殿

特定非営利活動法人 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名 ㊞

電話番号

特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、下記に掲げる前事業年度（年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等を提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の財産目録
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の収支計算書
- 5 前事業年度の役員名簿
- 6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 記載事項に変更があった定款
- 8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し
- 9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

生活文化課N P O活動推進室

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月23日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第10号**

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる年度に専門技術科に入学した学生の在学年限は、第5条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

平成22年度	平成22年4月1日から3年			
平成23年度	平成23年4月1日から2年			

5 前項の表の左欄に掲げる年度に専門技術科に入学した学生の休学期間は、第14条第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定める在学年限に算入する。

6 長野県農業大学校の校長は、第16条各号に定める者のほか、平成24年4月1日現に専門技術科に在学している学生のうち、平成25年3月31日までに卒業できる見込みがないものを除籍することができる。

別表第1の1中

国語	講義	2	30		
法学	講義	1	15		

を

国語	講義	2	30		
----	----	---	----	--	--

に、

10.5	203	を	9.5	188	に、
------	-----	---	-----	-----	----

農業政策	講義	1	15	を
------	----	---	----	---

農業政策	講義	2	30	に、
------	----	---	----	----

1	15	を	2	30	に、
2	90		1	45	

特別活動	実習			1	45
計		34	795	12	390

を

計		35	810	11	315
---	--	----	-----	----	-----

に、

ゼミナール	講義			1	15
	演習			1	30

を

ゼミナール	講義			2	30
	演習			2	60

に、「18 570」を「20 615」に、

「生物工学(I)」を「生物工学」に、

調理学(I)	講義	1	15		
	実習	0.5	23		
フラワーデザイン(I)	演習	2	60		
特別教養演習	演習	1	30	1	30
インターンシップ	実習	1	45	1	45
農業機械(III)	講義			2	30
	実習			1	45
生物工学(II)	講義			2	30
	演習			1	30
航空防除学	講義			0.5	8
	演習			4	120

を

調理学	講義	1	15		
	実習	0.5	23		
フラワーデザイン	演習	1.5	45		
特別教養演習(I)	演習	1	30		
特別教養演習(II)	演習	1	30		
特別教養演習(III)	演習			1	30
特別教養演習(IV)	演習			1	30
インターンシップ	実習	1	45	1	45
農業機械学(III)	講義			2	30
	実習			1	45
農業機械学(IV)	実習			1	45

に、

畜産学各論(II)	講義			2	30
	実習			1	45
畜産経営学	講義			2	30
畜産施設機械論	講義			1	15
畜産製造学	講義			1	15
	実習			0.5	23
フラワーデザイン(II)	演習			2	60
造園学	講義			1	15
		実習			1
計		12.5	293	38.5	856

を

作物育種学	講義			1	15
	実習			1	45
造園学	演習	0.5	15		
計		13.5	323	22.5	510

に改め、同2中

国語	講義	2	30		
	法學	講義	1	15	

を

国語	講義	2	30		

に、

「10.5 203」を「9.5 188」に、

「農業政策」講義 1 15 を

「農業政策」講義 2 30 に、

「農業薬剤論」講義 2 30 を

を

植物病害虫学	講義	2	30		
	農業薬剤論	講義	2	30	

に、

「

1	15
2	90

」を「

2	30
1	45

」に、

「特別活動 実習 1 45  
計 32 765 12 390」

を

「 計 35 810 11 315」

に、

「

113	2	90
-----	---	----

」を「

113	4	180
-----	---	-----

」に、

「ゼミナール 講義 1 15  
演習 1 30」

を

「ゼミナール 講義 2 30  
演習 2 60」

に、

「 計 9.5 248 22.5 623」

を

「畜産製造学 講義 1 15  
実習 0.5 23  
計 9.5 248 28 796」

に、

「農業団体論 講義 1 15  
生物工学（I） 講義 2 30  
演習 1 30」

を

「農業団体論 講義 1 15」

に、

植物病害虫学	講義	2	30		
調理学（I）	講義	1	15		
	実習	0.5	23		
	演習	2	60		
特別教養演習	演習	1	30	1	30
インターンシップ	実習	1	45	1	45
農業機械（III）	講義			2	30
	実習			1	45
生物工学（II）	講義			2	30
	演習			1	30
航空防除学	講義			0.5	8
	演習			4	120
経営管理学	演習			1.5	45
作物学各論（I）	講義			2	30
作物学各論（II）	講義			2	30
野菜園芸学各論（I）	講義			2	30
野菜園芸学各論（II）	講義			2	30
花き園芸学各論（I）	講義			2	30
花き園芸学各論（II）	講義			2	30
果樹園芸学各論（I）	講義			2	30
果樹園芸学各論（II）	講義			2	30
作物育種学	講義			1	15
	実習			1	45
畜産経営学	講義			2	30
畜産施設機械論	講義			1	15
畜産製造学	講義			1	15
	実習			0.5	23
フラワーデザイン（II）	演習			2	60
造園学	講義			1	15
	実習			1	45
計		14.5	323	40.5	886

を

調理学	講義	1	15		
	実習	0.5	23		
特別教養演習(I)	演習	1	30		
特別教養演習(II)	演習	1	30		
特別教養演習(III)	演習			1	30
特別教養演習(IV)	演習			1	30
インターンシップ	実習	1	45	1	45
農業機械学(III)	講義			2	30
	実習			1	45
農業機械学(IV)	実習			1	45
経営管理学	演習			1.5	45
作物育種学	講義			1	15
	実習			1	45
計		8.5	203	10.5	330

に改め、同3から5までの規定中

国語	講義	2	30		
法学	講義	1	15		

を

国語	講義	2	30		
----	----	---	----	--	--

に、

10.5	203	を	9.5	188	に、
------	-----	---	-----	-----	----

農業政策	講義	1	15	を	
------	----	---	----	---	--

農業政策	講義	2	30	に、	
------	----	---	----	----	--

1	15	を	2	30	に、
2	90	を	1	45	に、

特別活動	実習			1	45
計		34	795	12	390

を

計		35	810	11	315
---	--	----	-----	----	-----

に、

ゼミナール	講義			1	15
	演習			1	30

を

ゼミナール	講義			2	30
	演習			2	60

に、「16 510」を「18 555」に、

生物工学(I)	を	生物工学	に、
---------	---	------	----

調理学(I)	講義	1	15		
	実習	0.5	23		
フラワーデザイン(I)	演習	2	60		
特別教養演習	演習	1	30	1	30
インターンシップ	実習	1	45	1	45
農業機械(III)	講義			2	30
	実習			1	45
生物工学(II)	講義			2	30
	演習			1	30
航空防除学	講義			0.5	8
	演習			4	120

調理学	講義	1	15		
	実習	0.5	23		
フラワーデザイン	演習	1.5	45		
特別教養演習(I)	演習	1	30		
特別教養演習(II)	演習	1	30		
特別教養演習(III)	演習			1	30
特別教養演習(IV)	演習			1	30
インターンシップ	実習	1	45	1	45
農業機械(III)	講義			2	30
	実習			1	45
農業機械(IV)	実習			1	45

に、

畜産学各論（II）	講義			2	30
作物育種学	講義			1	15
	実習			1	45
畜産経営学	講義			2	30
畜産施設機械論	講義			1	15

を

作物育種学	講義			1	15
	実習			1	45
農産加工学	講義			1	15
	実習			1	45

に、

フラワーデザイン（II）	演習			2	60
造園学	講義			1	15
	実習			1	45
計		12.5	293	38.5	856

を

造園学	演習	0.5	15		
計		13.5	323	26	608

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月23日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

**長野県公安委員会規則第3号**

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

区分	警察官						警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
長野県警察本部	人 72	人 114	人 334	人 241	人 142	人 903	人 276	人 1,179
長野県警察学校	2	3	11	1		17	4	21
警察署	45	134	637	772	752	2,340	169	2,509
初任科生					150	150		150
合計	119	251	982	1,014	1,044	3,410	449	3,859

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

警務課

に改め、同6を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

農業技術課

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月23日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第1号**

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(副校長)

第12条の2 長野養護学校に副校長を置く。

別表第2中 「東筑摩郡波田町」 を 「松本市」 に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は同年3月31日から施行する。

特別支援教育課